

みなさま、こんにちは中村です。ゴールデンウィークを楽しくお過ごしのことと思います。北へ南へ、東へ西へ、海も山も高速道路も大渋滞、出かけるのもなかなか大変ですね。近場でお勧めのスポットをご紹介します。白洲次郎(しらす じろう)「僕らはあなたに憧れる」というインターネット上の投票でダントツの一位になっているそうです。昭和60年に83歳で没しています。若くしてイギリスに留学、ケンブリッジに学ぶ。戦後、吉田 茂 首相に請われて終戦連絡事務局参与に就任、GHQとの交渉の窓口となる。『旧 白洲邸 武相荘(ぶあいそう)』町田市能ヶ谷町1284 電話042-735-5732 <http://www.buaiso.com> 月、火は休館日 開館予定をご確認の上、お出かけ下さい。

会社法施行1周年～よくある事例をまとめました～

会社法が施行されてちょうど1年が経過しました。実務における法務局など各方面の対応も施行当初に比べ、ようやく落ち着いてきました。しかし、多くの会社で会社法(=新法)に合わせた対応が必要と思われるケースがまだあるようです。ごく一部ですが、主な事例を下記に示しました。もう一度、御社の定款・会社謄本(登記事項証明書)を見直してみても如何でしょうか。

役員の任期を10年に伸ばしたいが、今のままでは無理と言われた。どうしてか?

→会社謄本に「当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会(または株主総会)の承認を受けなければならない」の文言が入っていませんか?入っていない場合は、先に上記の「株式の譲渡制限に関する規定」を登記する必要があります。これを設定するには、株券が事実上発行されておらずかつ株主全員から株券不所持の申出がある場合に、株主総会での決議後株主全員に通知をし、その1か月後に効力が発生します。その上で役員任期の伸長の定款変更決議が可能になります(または譲渡制限の決議と同時に停止条件付で任期伸長を決議しても構いません)。

2年毎の取締役改選登記を行ったところ、平成18年5月1日で監査役が退任していると言われた。

→「株式の譲渡制限に関する規定」に関する規定が登記されていない会社は、(株式)公開会社として扱われ、監査役の業務権限が、新法施行前では会計監査のみだったのが、新法施行後は業務監査も加わることにより、役職の性質が変わるため、一旦任期満了の上改選の必要が生じます。なお、宅建業の関係では、上記のケースの監査役を同日付で選任せず、1日以上間を空けて選任された場合は、同一人であっても変更届と始末書の添付を要しますので、登記する際は5月1日付就任とする必要があります。

有限会社→株式会社にする際に気を付けることは何かありますか?

→同時に役員(代表者)、目的、発行可能株式総数等を変更することができます。これらを同時に登記申請しない場合は、所定の登録免許税(印紙代)が別途かかりますので、今後の事業計画とも勘案の上、株式会社の定款を作成しておく必要があります。ただし、本店移転等、同時にできないケースもあります。また、役員の任期を設定するため、例えば非公開会社で任期10年と設定した場合は、役員そのものに異動がなくても10年後必ず改選(重任)登記を行わないと、登記懈怠により過料(罰金)制裁が発生しますので注意が必要です。

株式会社で代表権のない取締役のみの就任登記をする際に印鑑証明の添付が必要と言われたがどうしてか?

→会社謄本または定款上「取締役会設置会社」となっていますか? 取締役会設置会社の場合は就任承諾書または株主総会議事録(総会上で就任承諾した場合)に押印する印鑑には制約がないため、認印でも構いません。取締役会設置会社でない場合は、従前の有限会社と同じ扱いで、就任する取締役の個人の実印の押印と、印鑑証明書の添付が必要となります。会社の機関設計の際に役員構成、移動の可能性を考慮して対応する必要があります。(中山)

シリーズ建設業Q&A

Q. 許可を受けた建設業者の各種変更届の提出期限について知りたいのですが?

A. 各種変更届の提出期限については、建設業法第11条で下記のように規定されています。

主な変更届の提出期限は、

第1項…商号、営業所の名称及び所在地、資本金、役員
→変更後30日以内

第2項…決算報告(工事経歴書、直前3年の施工金額、決算書類等)
→毎営業年度経過後(決算終了後)4か月以内

第3項…使用人数
→毎営業年度経過後(決算終了後)4か月以内

第4項…経營業務管理責任者、専任技術者
→変更後2週間以内

となっております。なお、未提出の場合、許可更新、追加申請等ができなくなりますので速やかに提出した方がよろしいかと思います。(山中)

こいのぼりの歴史

5月5日は「子どもの日」ですが、もともとは「端午(たんご)の節句(せっく)」といわれ、男の子の祭りの日でした。ちょうど5月は菖蒲の花の咲く頃で「菖蒲の節句」ともいわれてきました。菖蒲は尚武(しょうぶ) <武をとつとぶ>と同じ発音なので、江戸時代の武士は、子ども達が、強くたくましく育つために、5月5日になると、家の中に、よろいかぶと、太刀(たち)、太鼓、それに金太郎や強そうな武者人形を飾りました。いさましい武士になってほしいという気持ちのあらわれなのです。

こいのぼりは、それに対抗して町の庶民(しょみん)がたてたのが始まりで、江戸時代からのならわしです。滝をのぼる本物のコイのように、男の子が元気に大きくなることを願って、家族のものがたてます。また「わが家に男の子が生まれました。どうぞお守りください」と天の神様に伝え、守っていただく意味があるとも伝えられています。現在では「真鯉(まごい・黒)」「緋鯉(ひごい・赤)」「子どもの鯉(青)」「吹き流し(五色)」でワンセットとなっているものが一般的です。五色の吹き流しは、子どもの無事な成長を願って「魔よけ」の意味で飾られました。カラカラと回る矢車も同じような意味をもっています。(松本)